

第 33 期目録委員会記録 No.15

第 15 回委員会

日時：2012 年 7 月 28 日（土）14 時～16 時 30 分

場所：日本図書館協会

出席者：原井委員長、河野、佐藤、鴫田、藤井、古川、本多

<事務局>磯部

[配布資料]

1. NCR 構成案と作業体制（2 ページ-A4、原井委員長）
2. 第 部ユニット B およびユニット C に関する第 1 次案（9 ページ-A4、古川委員）
3. [NII]コーディングマニュアル 第 14 章 統一書名典拠レコード(日本名)〔8〕ページ-A4、古川委員）
4. 第 部 資料に関する記録 ユニット D タイトル（基礎レベル）(13 ページ-A4、河野委員)
5. RDA 記述エレメント（作業中）(7 ページ-A4、原井委員長)
6. 第 33 期目録委員会記録 No.13（案）(3 ページ-A4、事務局)
7. 第 33 期目録委員会記録 No.14（案）(4)ページ-A4、事務局)

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認
第 13 回記録案（資料 6）と第 14 回記録案（資料 7）について確認した。
2. 国立国会図書館で開催される書誌調整連絡会議（10 月 12 日）に、目録委員会委員の出席要請があった。人選については原井委員長が調整を行う予定である。

[検討事項]

日本目録規則の改訂について

配布資料に基づき、各委員から説明があり、意見交換を行った。

(1) NCR 構成案と作業体制について（資料 1）

- 構成案に「資料（刊行方式）の特性に関する事項」を加える。
- 作業体制については、「資料（刊行方式）の特性」のうち、地図・楽譜・電子資料・博物資料を鴫田委員と平田委員が、継続資料を藤井委員が担当する。またタイトル・責任表示（構成レベル）を河野委員と木下委員が担当する。新委員の村上委員は形態事項と典拠形アクセスポイントを分担する。
- 書誌階層の個々の部分は、それぞれの担当に渡すこととする。

(2) 著作に関する典拠形アクセスポイント（資料 2）

- 特殊資料について
「手稿」と「公式通達」に特別な規定は不必要である。また「宗教資料」は「聖典」に改める。「音楽資料」に関しては、一括して和資料として扱う道を開くためにも、特別な規定が必要である。
- 適用範囲の項に「記述対象とした体现形に関連するすべての著作に適用する。」と規定する。
- 参照に関する例示を、優先タイトルの項に併記する。
- 著作の優先タイトルの項に、著作の一部が記述対象になっている場合と、記述対象に複数の著作が含まれている場合についての規定を設ける。
- 共著の場合は、主要な複数の作成者すべてを APP とすることを本則とする（1人だけを APP とする別法を設けるが、3人までというように人数で切ることはいない）。役割の違う作成者がいる場合、その役割が同等の場合と、どちらかに比重がある場合とについて、考え方を整理する必要がある（資料 3 4.2.1D8 の「江戸名所図会」の例や絵本の場合）。
主要な複数の作成者について、主となる作成者と従属的な作成者についてわかるような、説明的な言い回しを工夫する。
NII コーディングマニュアルにある古典作品の例は、上記に限らず「日本古典籍総合目録データベース」に合わせた形となっているが、それらについて NCR を検討する際には、その論拠を明らかにする必要がある。

(3) タイトル（資料 4）

資料 4 は、今までの表形式での検討をもとに、本タイトルに関する規定までを文章化したものである。

- 書誌的事項
並列タイトル関連情報、異形タイトル、変遷タイトル、キータイトル、略タイトルをエレメント化する。なお、前誌タイトル、後誌タイトルという表現は雑誌に限られてしまうことになるので、再考する。
- 複製物
原資料のタイトルが複製物と異なる場合の原資料のタイトルは、注記ではなくここに「関連タイトル」として記録する。規定の方法は、RDA を参考にする。
「関連タイトル」をエレメントとして、書誌的事項に挙げておく。
複製物に関する規定は、タイトルに限らず、各々の項目でも必要があれば規定する必要がある。
- 本タイトルとするものの範囲
電子リソースの場合の file name についての規定を追加する。
ア)「著作者名」は「著者名」にする。

例示は、責任表示の部分を削除したものを挙げる。

資料種別ごとに細則が必要となろうが、その場合でも、例は、一般的なものと特定資料によるものを、整理しながら端的にまとめるのがよい。

- タイトル先行事項は今後の検討課題だが、例を挙げる場合、責任表示に関わる事例は、わかりやすいように責任表示も含めて例示することが必要である。
- 情報源により異なるタイトルをもつものは、注記ではなく、異形タイトルとして記録する。この場合、根拠となった情報源を記述にどう表すかは、情報源に関する規定と合わせての検討が必要である。
- 一般的なヨミと異なるルビがあるものについては、() 付で記述する現方式は良くない。一般的なヨミの形を異形タイトルとして記録するなどの規定が必要である。なお、ヨミについてのある論文を要約した資料を古川委員が作成する予定である。
- 資料中にどこにもタイトルの表示がないとき
devised title の訳語は、とりあえず「目録作成者付与タイトル」としておき、目録作成者付与タイトルは簡略で説明的なタイトルを補記する、というような説明文を付ける。なおこの項の「本タイトル」は単に「タイトル」の方がよい。
- 総合タイトルがなく 2 以上の著作それぞれのタイトルが表示されている資料は「責任表示」を省くとわかりにくくなるが、「表示の順で」という言い回しは避けた方がよい。

(4) RDA 記述エレメント一覧 (資料 5)

- RDA のエレメントをまとめた一覧表なので、今後の作業の参考にしてほしい。ただし、RDA ドラフトの時点から作成を始めた資料であることに留意してほしい。
- 個々の作業と並行しながら、新 NCR のエレメントの一覧表も作成していく予定。

次回以降の予定

9月22日(土)、10月13日(土)